

薩摩川内市の給与・定員管理等について

(平成25年4月公表)

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成22年度の 人件費率
平成23年度	99,663 人	548億 9932万9千円	17億 789万6千円	99億 8341万7千円	18.2 %	18.4 %

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

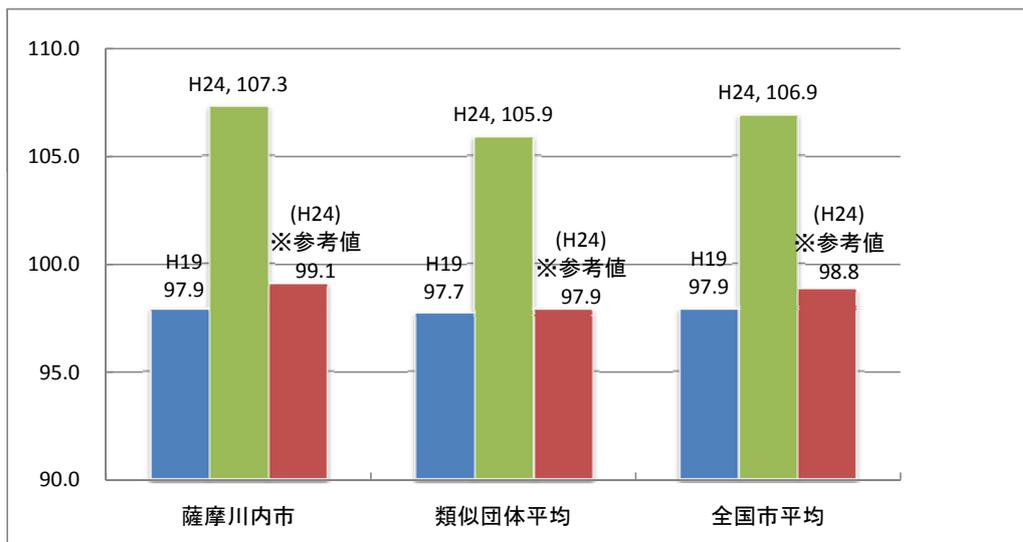
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成23年度	1,017 人	41億 3020万1千円	6億 8324万4千円	15億 2979万8千円	63億 4324万3千円	6,237 千円	6,045 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成25年4月1日より2年間、平均2.5%の給与抑制措置を実施。

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

2 一般行政職給料表の状況(平成24年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の 給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成24年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
薩摩川内市	44.4 歳	344,600 円	402,211 円	374,650 円
鹿児島県	44.1 歳	333,226 円	406,152 円	368,199 円
国	42.8 歳	304,944 円 (329,917)	— 円	372,906 円 (401,789)
類似団体	43.2 歳	327,748 円	391,486 円	362,999 円

②技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
薩摩川内市	49.6歳	58人	292,500円	313,700円	304,506円	—	—	—	—
うち学校主事	48.9歳	34人	300,700円	322,870円	312,664円	用務員	53.5歳	206,600円	1.56
うち清掃職員	54.9歳	3人	284,400円	308,767円	295,567円	廃棄物処理業従業員	44.7歳	288,200円	1.07
うち自動車運転手	47.8歳	5人	293,100円	317,280円	308,820円	自家用乗用自動車運転者	55.4歳	217,100円	1.46
うちその他	50.6歳	16人	276,400円	293,976円	287,569円	—	—	—	—
鹿児島県	49.2歳	425人	340,140円	395,599円	373,022円	—	—	—	—
国	49.7歳	3479人	270,465円 (285,030)	—	307,506円 (323,181)	—	—	—	—
類似団体	49.0歳	39人	314,792円	350,255円	335,630円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
薩摩川内市	—	—	—
うち学校主事	5,130,140円	2,861,400円	1.79
うち清掃職員	5,047,404円	3,989,200円	1.27
うち自動車運転手	5,400,160円	3,062,100円	1.76
うちその他	4,666,012円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成21～23年の3年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
薩摩川内市	48.2 歳	386,100 円	432,725 円
鹿児島県 (小・中学校教育職)	42.3 歳	369,879 円	432,476 円
国	— 歳	— 円	— 円
類似団体 (小・中学校教育職)	44.7 歳	380,735 円	437,079 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額」(国ベース)の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(平成24年4月1日現在)

区 分		薩摩川内市	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	133,100 円	146,700 円	137,200 円
	中学卒	— 円	129,200 円	— 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成24年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	248,525 円	316,994 円	367,983 円
	高校卒	203,600 円	262,520 円	315,145 円
技能労務職	高校卒	— 円	243,467 円	271,325 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

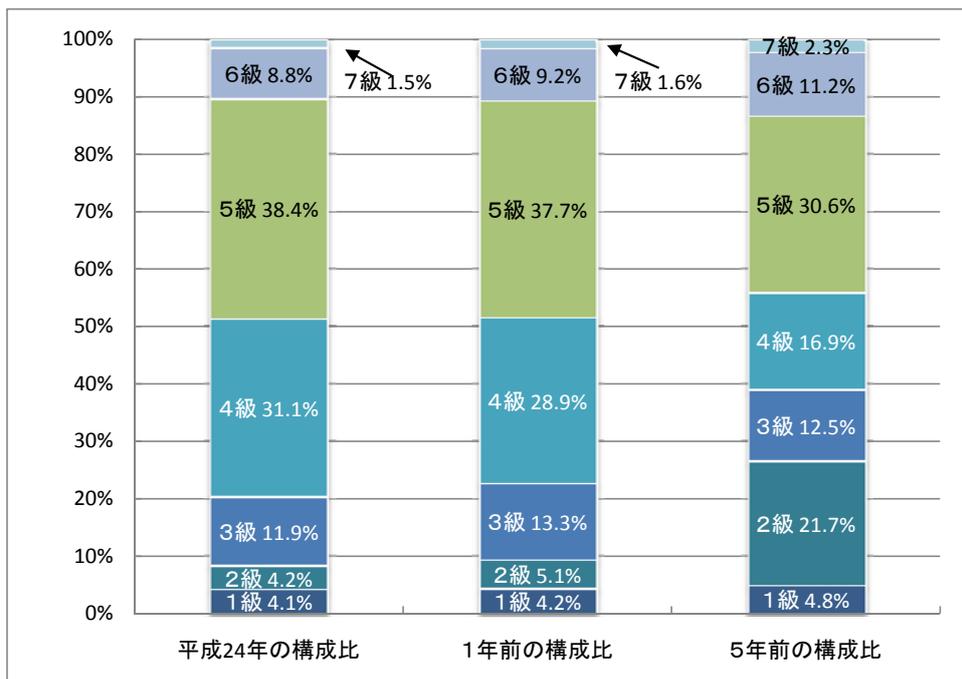
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職 員 数	構 成 比
1級	主事	30 人	4.1 %
2級	主事	31 人	4.2 %
3級	主任補	87 人	11.9 %
4級	主任	228 人	31.1 %
5級	参事補、総括主任	282 人	38.4 %
6級	参事	65 人	8.8 %
7級	参与	11 人	1.5 %

(注) 1 薩摩川内市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全職種
平成 23年度	職 員 数 A	— 人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮 して昇給した職員数 B	— 人
	比 率 B/A	— %
平成 22年度	職 員 数 A	— 人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮 して昇給した職員数 B	— 人
	比 率 B/A	— %

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

薩摩川内市	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,498 千円	1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,524 千円	—
(平成23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45) 月分 0.65 月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(平成24年4月1日現在)

薩摩川内市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	32.76 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
(退職時特別昇給)		—)			
1人当たり平均支給額	21,468 千円				

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(平成23年度決算)			2,730 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)			546,000 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京	18 %	3 人	18 %
大阪	15 %	1 人	15 %

(4) 特殊勤務手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(平成23年度決算)		5,395 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)		30,140 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成23年度)		16.78 %	
手当の種類(手当数)		14	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
税務徴収業務手当	税務課、収納課若しくは市民生活課に勤務する職員	市税等の徴収業務	200円 / 日
クリーンセンター業務手当	川内クリーンセンター、上甌島クリーンセンター、下甌島クリーンセンター、鹿島クリーンセンターに勤務する職員	一般廃棄物収集業務等	150円 / 日
社会福祉業務手当	福祉課又は市民生活課に勤務する職員	生活保護法の規定に基づく保護の業務	250円 / 日
行旅病人等取扱業務手当	行旅病人又は行旅死亡人を取扱う業務に従事した職員	行旅病人の移送又は看護業務	1,000円 / 日
		行旅死亡人の収容業務	5,000円 / 体
医師手当	医師又は歯科医師	医師又は歯科医師業務	1,700千円以内 / 月
看護師等業務手当	看護師又は准看護師	手術業務	2,000円 / 回
緊急業務手当	薩摩川内市簡易水道事業職員 薩摩川内市温泉給湯事業職員	正規の勤務時間以外の時間に、突発的事故により召集を受け、復旧工事等緊急工事に係る業務	1,000円 / 回
はしご業務手当	消防局職員のうち、はしご付消防自動車及び屈折はしご付消防自動車の業務に従事する職員	消防はしご車の業務	200円 / 勤務日
救急業務手当	消防局職員のうち、救急業務に従事する職員	救急業務	150円 / 回
出動手当	消防局職員	火災及びその他の災害出動業務	150円 / 回
潜水業務手当	消防局職員	潜水業務	300円 / 回
夜間特殊業務手当	消防局職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる消防通信の業務	深夜の勤務時間が2時間以上5時間未満の勤務 300円 / 回
			深夜の勤務時間が2時間未満の勤務 200円 / 回
緊急消防援助隊手当	消防局職員	災害発生市町村の消防の応援業務	3,000円 / 勤務日
夜間看護手当	看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	深夜の全部を含む勤務 6,800円 / 回
			深夜の勤務時間が4時間以上7時間未満の勤務 3,300円 / 回
			深夜の勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務 2,900円 / 回
			深夜の勤務時間が2時間未満の勤務 2,000円 / 回

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成23年度決算)	221,399 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	217 千円
支給実績(平成22年度決算)	242,079 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	231 千円

(6) その他の手当(平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)											
扶養手当	<table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> <tr> <td>扶養親族である配偶者</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>配偶者以外の扶養親族</td> <td>6,500円</td> </tr> </table>	区 分	金 額	扶養親族である配偶者	13,000円	配偶者以外の扶養親族	6,500円	同じ	-	190,986千円	294,277円					
	区 分	金 額														
扶養親族である配偶者	13,000円															
配偶者以外の扶養親族	6,500円															
<p>※職員に配偶者がいない場合は、扶養親族のうち1人について11,000円とする。</p> <p>※扶養親族のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については、1人につき5,000円を加算する。</p>																
住居手当	<table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>支給月額</th> </tr> <tr> <td>①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限る)</td> <td>家賃の額に応じ 500円～27,000円</td> </tr> <tr> <td>②自宅(市内)</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>③自宅(市外)</td> <td>1,500円</td> </tr> </table>	区 分	支給月額	①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限る)	家賃の額に応じ 500円～27,000円	②自宅(市内)	3,000円	③自宅(市外)	1,500円	異なる	①については、同じ。 ②③について支給する。	97,033千円	129,723円			
	区 分	支給月額														
	①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限る)	家賃の額に応じ 500円～27,000円														
	②自宅(市内)	3,000円														
③自宅(市外)	1,500円															
<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>支給月額</th> </tr> <tr> <td>①交通機関利用者</td> <td>運賃相当額を支給 (限度額55,000円)</td> </tr> <tr> <td>②交通用具使用者</td> <td>4,100円～24,500円</td> </tr> </table>	区分	支給月額	①交通機関利用者	運賃相当額を支給 (限度額55,000円)	②交通用具使用者	4,100円～24,500円	異なる	①については、同じ。 ②金額は2000円からで上限は同じ。本市は支給区分を細かく設定。	77,018千円	96,032円						
区分	支給月額															
①交通機関利用者	運賃相当額を支給 (限度額55,000円)															
②交通用具使用者	4,100円～24,500円															
<table border="1"> <tr> <td>支給対象者</td> <td>上甌島及び下甌島に所在する公署に勤務する職員</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>(給料+扶養手当)×10%</td> </tr> </table>	支給対象者	上甌島及び下甌島に所在する公署に勤務する職員	支給額	(給料+扶養手当)×10%	異なる	支給割合を別に設定。	15,684千円	475,273円								
支給対象者	上甌島及び下甌島に所在する公署に勤務する職員															
支給額	(給料+扶養手当)×10%															
<table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>宿直勤務</th> <th>日直勤務</th> </tr> <tr> <td>本庁・支所</td> <td>4,200円</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>上甌分駐署・下甌分駐署・診療所(医師、歯科医師等を除く)・少年自然の家</td> <td>5,900円</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>診療所(医師、歯科医師等に限る)</td> <td>20,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> </table>	区 分	宿直勤務	日直勤務	本庁・支所	4,200円	4,200円	上甌分駐署・下甌分駐署・診療所(医師、歯科医師等を除く)・少年自然の家	5,900円	5,900円	診療所(医師、歯科医師等に限る)	20,000円	20,000円	同じ	-	4,885千円	348,929円
区 分	宿直勤務	日直勤務														
本庁・支所	4,200円	4,200円														
上甌分駐署・下甌分駐署・診療所(医師、歯科医師等を除く)・少年自然の家	5,900円	5,900円														
診療所(医師、歯科医師等に限る)	20,000円	20,000円														
<table border="1"> <tr> <td>支給対象者</td> <td>管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>職に応じ22,800円～64,980円</td> </tr> </table>	支給対象者	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員	支給額	職に応じ22,800円～64,980円	同じ	-	54,737千円	493,126円								
支給対象者	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員															
支給額	職に応じ22,800円～64,980円															
<table border="1"> <tr> <td>支給対象者</td> <td>管理職手当を受給する職員</td> </tr> <tr> <td>支給要件</td> <td>臨時又は緊急の必要により週休日・休日等に勤務した場合</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>勤務1回につき8,000円以内</td> </tr> </table>	支給対象者	管理職手当を受給する職員	支給要件	臨時又は緊急の必要により週休日・休日等に勤務した場合	支給額	勤務1回につき8,000円以内	同じ	-	0千円	0円						
支給対象者	管理職手当を受給する職員															
支給要件	臨時又は緊急の必要により週休日・休日等に勤務した場合															
支給額	勤務1回につき8,000円以内															
<table border="1"> <tr> <td>支給対象者</td> <td>異動等に伴い、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>距離に応じ23,000円～68,000円</td> </tr> </table>	支給対象者	異動等に伴い、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員	支給額	距離に応じ23,000円～68,000円	同じ	-	5,527千円	325,118円								
支給対象者	異動等に伴い、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員															
支給額	距離に応じ23,000円～68,000円															

6 特別職の報酬等の状況(平成24年4月1日現在)

区分		給料月額等			
給料	市長	915,000 円 (- 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 (最高額) 1,000,000 (最低額) 447,500		
	副市長	726,000 円 (- 円)	(最高額) 816,000	(最低額) 497,000	
報酬	議長	458,000 円	(最高額) 698,000	(最低額) 335,000	
	副議長	396,000 円	(最高額) 620,000	(最低額) 275,000	
	議員	370,000 円	(最高額) 560,000	(最低額) 255,000	
期末手当	市長 助役 収入役	(平成23年度支給割合) 2.95 月分			
	議長 副議長 議員	(平成23年度支給割合) 2.95 月分			
退職手当	市長 副市長	(算定方式) 退職時の給料月額×480/100	(1期の手当額) 17,568,000円	(支給時期) 任期满了時(任期毎)	
		退職時の給料月額×360/100	10,454,400円	任期满了時(任期毎)	
	備考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

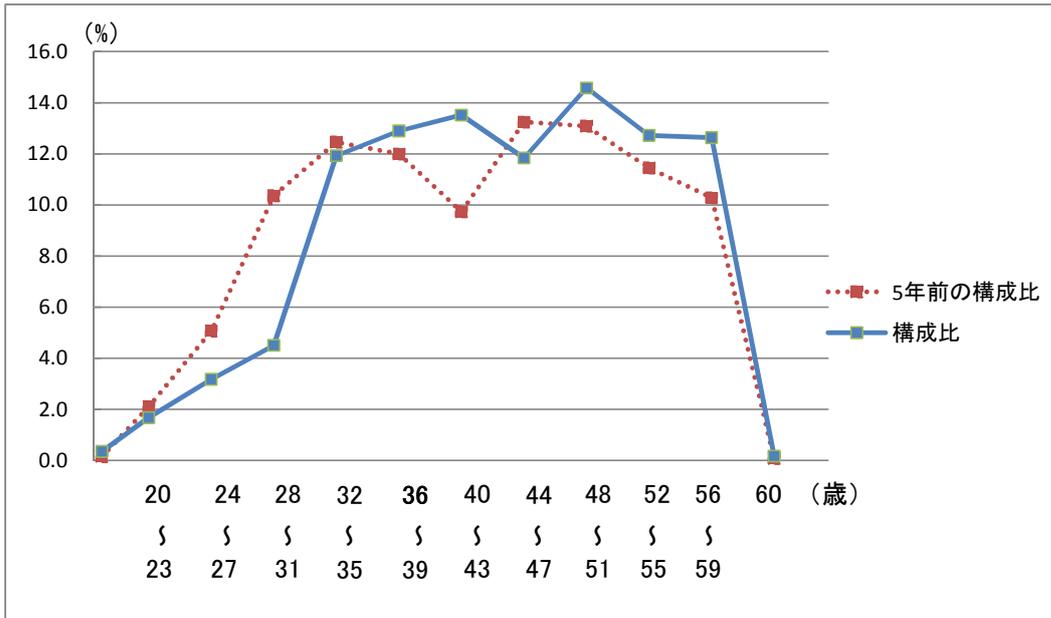
(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成24年度	平成23年度		
普通会計部門	一般行政部門	議会	9	9	0	汚泥再処理センターの業務外部委託
		総務	233	235	△ 2	
		税務	71	71	0	
		民生	72	72	0	
		衛生	63	70	△ 7	
		労働	1	1	0	
		農林水産	86	86	0	
		商工	36	39	△ 3	
		土木	110	108	2	
		計	681	691	△ 10	(参考) 人口1万人当たり職員数68.33人 (類似団体の人口1万人当たり職員数54.46人)
	教育部門	176	177	△ 1		
	消防部門	148	149	△ 1		
	小計	1,005	1,017	△ 12	(参考) 人口1万人当たり職員数100.84人 (類似団体の人口1万人当たり職員数73.53人)	
公営企業等	会計部門	病院	38	34	4	自動車運送事業の民営化
		水道	31	32	△ 1	
		交通	0	8	△ 8	
		下水道	13	13	0	
		その他	45	45	0	
		小計	127	132	△ 5	
合計		1,132 [1,379]	1,149 [1,379]	△ 17 [0]	(参考) 人口1万人当たり職員数 113.58人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を除く)

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成24年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	19人	36人	51人	135人	146人	153人	134人	165人	144人	143人	2人	1,132人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

区分 部門	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	790	758	739	717	691	681	△ 109 (△ 13.8 %)
教育	206	199	187	181	177	176	△ 30 (△ 14.6 %)
消防	151	148	147	148	149	148	△ 3 (△ 2.0 %)
普通会計計	1,147	1,105	1,073	1,046	1,017	1,005	△ 142 (△ 12.4 %)
公営企業等会計計	137	144	137	130	132	127	△ 10 (△ 7.3 %)
総合計	1,284	1,249	1,210	1,176	1,149	1,132	△ 152 (△ 11.8 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 職員の福利厚生状況

目的	関連対策
【職員の健康増進】 職員の健康管理を把握し、また、疾病の早期発見、予防及び早期治療を促す。	<ul style="list-style-type: none"> 定期健康診断(年1回) 人間ドック助成 定期健康相談(週2回、メンタル研修など)
【職員の安全管理】 職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> 嘱託医、衛生管理者等の選任 定期的な安全衛生委員会の開催と職場巡視など
【職員のゆとりの向上】 職員の元気回復、その他の福利厚生を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> 体育文化活動に対する厚生会からの助成 スポーツレクリエーションなど

9 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純利益 又は純損失	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与比率 B/A	(参考) 平成22年度の総費用に占め 職員給与比率
平成 23年度	10億 9,562万9千円	1億 259万円	1億 7405万円	15.8 %	15.3 %

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市平均 一人当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 23年度	21 人	8825万9千円	2138万1千円	3344万2千円	1億 4308万2千円	6,813 千円	6,237 千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成25年4月1日より2年間、平均2.5%の給与抑制措置を実施。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給料	平均月収額
薩摩川内市 (水道事業)	45.4 歳	353,114 円	485,820 円
団体平均	44.4 歳	344,600 円	402,211 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

薩摩川内市(水道事業)		薩摩川内市	
1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,592 千円		1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,498 千円	
(平成23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45) 月分 0.65 月分		(平成23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45) 月分 0.65 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成24年4月1日現在)

薩摩川内市(水道事業)			薩摩川内市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	32.76 月分	勤続20年	23.50 月分	32.76 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
(退職時特別昇給 1人当たり平均支給額	—)		(退職時特別昇給 1人当たり平均支給額	21,468 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(平成23年度決算)	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	— 円

エ 特殊勤務手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(平成23年度決算)		102 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)		14,571 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成23年度)		33.3 %	
手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
徴収停水業務手当	徴収停水業務に従事した職員	徴収停水業務	200 / 日
緊急業務手当	薩摩川内市水道局就業規定第8条の規定による勤務時間以外の時間に、突発的事故により召集を受け、復旧等緊急工事に係る業務に従事した職員	正規の勤務時間以外の時間に、突発的事故により召集を受け、復旧等緊急工事に係る業務	1,000円 / 回

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成23年度決算)	9,941 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	552 千円
支給実績(平成22年度決算)	9,987 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	555 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)								
扶養手当	<table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> <tr> <td>扶養親族である配偶者</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>配偶者以外の扶養親族</td> <td>6,500円</td> </tr> </table>	区 分	金 額	扶養親族である配偶者	13,000円	配偶者以外の扶養親族	6,500円	同じ	—	5,267千円	292,583円		
	区 分	金 額											
扶養親族である配偶者	13,000円												
配偶者以外の扶養親族	6,500円												
<p>※職員に配偶者がいない場合は、扶養親族のうち1人について11,000円とする。</p> <p>※扶養親族のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については、1人につき5,000円を加算する。</p>													
住居手当	<table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>支給月額</th> </tr> <tr> <td>①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限る)</td> <td>家賃の額に応じ 500円～27,000円</td> </tr> <tr> <td>②自宅(市内)</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>③自宅(市外)</td> <td>1,500円</td> </tr> </table>	区 分	支給月額	①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限る)	家賃の額に応じ 500円～27,000円	②自宅(市内)	3,000円	③自宅(市外)	1,500円	異なる	①については、同じ。 ②③について支給する。	1,968千円	103,579円
	区 分	支給月額											
①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限る)	家賃の額に応じ 500円～27,000円												
②自宅(市内)	3,000円												
③自宅(市外)	1,500円												
<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>支給月額</th> </tr> <tr> <td>①交通機関利用者</td> <td>運賃相当額を支給 (限度額55,000円)</td> </tr> <tr> <td>②交通用具使用者</td> <td>4,100円～24,500円</td> </tr> </table>	区分	支給月額	①交通機関利用者	運賃相当額を支給 (限度額55,000円)	②交通用具使用者	4,100円～24,500円							
区分	支給月額												
①交通機関利用者	運賃相当額を支給 (限度額55,000円)												
②交通用具使用者	4,100円～24,500円												
通勤手当	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>支給月額</th> </tr> <tr> <td>①交通機関利用者</td> <td>運賃相当額を支給 (限度額55,000円)</td> </tr> <tr> <td>②交通用具使用者</td> <td>4,100円～24,500円</td> </tr> </table>	区分	支給月額	①交通機関利用者	運賃相当額を支給 (限度額55,000円)	②交通用具使用者	4,100円～24,500円	異なる	①については同じ。 ②金額の上下限は同じ。本市は支給区分を細かく設定。	2,024千円	96,400円		
	区分	支給月額											
①交通機関利用者	運賃相当額を支給 (限度額55,000円)												
②交通用具使用者	4,100円～24,500円												
<table border="1"> <tr> <td>支給対象者</td> <td>管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>職に応じ22,800円～64,980円</td> </tr> </table>	支給対象者	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員	支給額	職に応じ22,800円～64,980円									
支給対象者	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員												
支給額	職に応じ22,800円～64,980円												
管理職手当	<table border="1"> <tr> <td>支給対象者</td> <td>管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>職に応じ22,800円～64,980円</td> </tr> </table>	支給対象者	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員	支給額	職に応じ22,800円～64,980円	同じ	—	1,728千円	576,095円				
	支給対象者	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員											
支給額	職に応じ22,800円～64,980円												
<table border="1"> <tr> <td>支給対象者</td> <td>休日等に勤務を命じられた職員</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>1時間当たり給料の135%</td> </tr> </table>	支給対象者	休日等に勤務を命じられた職員	支給額	1時間当たり給料の135%									
支給対象者	休日等に勤務を命じられた職員												
支給額	1時間当たり給料の135%												
休日勤務手当	<table border="1"> <tr> <td>支給対象者</td> <td>休日等に勤務を命じられた職員</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>1時間当たり給料の135%</td> </tr> </table>	支給対象者	休日等に勤務を命じられた職員	支給額	1時間当たり給料の135%	同じ	—	352千円	39,075円				
	支給対象者	休日等に勤務を命じられた職員											
支給額	1時間当たり給料の135%												
<table border="1"> <tr> <td>支給対象者</td> <td>休日等に勤務を命じられた職員</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>1時間当たり給料の135%</td> </tr> </table>	支給対象者	休日等に勤務を命じられた職員	支給額	1時間当たり給料の135%									
支給対象者	休日等に勤務を命じられた職員												
支給額	1時間当たり給料の135%												